（船舶救命設備規則の一部改正）

第四条　船舶救命設備規則（昭和四十年運輸省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項第一号を次のように改める。

一　淡水中において、口が水面上管海官庁が適当と認める高さになるまで人を持ち上げるための浮力を有するものであること。

第五十四条第二項中「救命胴衣が小児」の下に「（一歳以上十二歳未満の者をいう。以下同じ。）」を加える。

（船舶消防設備規則の一部改正）

第五条　船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中チをヌとし、トの次に次のように加える。

チ　水噴霧ランス

リ　移動式放水モニター

第三十九条に次の一項を加える。

3　第四十一条の四の規定により移動式放水モニターを備え付ける船舶には、前二項の規定により備え付ける消火栓のほかに、消火栓を全ての移動式放水モニターを有効に作動させることができる位置に備え付けなければならない。

第四十条第一項中「前条」を「前条第一項及び第二項」に改め、同条第二項中「備え付ける」の下に「前項の」を加え、同条に次の一項を加える。

3　第四十一条の四の規定により移動式放水モニターを備え付ける船舶には、第一項の規定により備え付ける消火ホースのほかに、必要な個数の消火ホースを全ての移動式放水モニターの備付位置に備え付けなければならない。

第四十一条中「前条」を「前条第一項」に改める。

第四十一条の二の次に次の二条を加える。

（水噴霧ランス）

第四十一条の三　暴露甲板上又はその上方にコンテナ（船舶安全法施行規則第十九条の三のコンテナをいう。次条において同じ。）を積載するように設計された第一種船等には、一個以上の水噴霧ランスを備え付けなければならない。ただし、管海官庁が差し支えないと認める場合には、この限りでない。

（移動式放水モニター）

第四十一条の四　暴露甲板上又はその上方に五段以上のコンテナを積載するように設計された第一種船及び第二種船（沿海区域又は平水区域を航行区域とする総トン数百トン未満の第二種船を除く。）には、四個以上（船の幅（船舶構造規則（平成十年運輸省令第十六号）第一条第四項の船の幅をいう。）が三十メートル未満のものにあつては、二個以上）の移動式放水モニターを、貨物区域の外側の場所であつて貨物区域における火災によつて遮断されるおそれのない場所に、直ちに使用することができるように備え付けなければならない。

第四十七条第一項及び第三項中「及び前四条」を「から前条まで」に改め、同条第四項中「前五条」を「第四十四条から前条まで」に改める。

第五十七条第四項中「二万トン」を「八千トン」に改める。

第五十七条の三第二項中「次に掲げる」を「告示で定める」に改め、同項各号及び同条第三項を削る。

第六十四条第二項中「及び第四十一条」を「、第三十九条第三項、第四十条第三項、第四十一条及び第四十一条の四」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第三十九条第三項中「第四十一条の四」とあるのは「第六十四条第二項において準用する第四十一条の四」と、「前二項」とあるのは「第五十五条」と、第四十条第三項中「第四十一条の四」とあるのは「第六十四条第二項において準用する第四十一条の四」と、「第一項」とあるのは「第五十六条第一項から第三項まで」と読み替えるものとする。

第六十四条第三項中「第四十一条の二第二項」の下に「、第四十一条の三」を加え、「とあるのは、」を「とあるのは」に改め、同条第六項中「第五十七条の二第二項若しくは第三項」を「第五十七条の二」に、「第六十一条又は」を「第六十一条」に、「第四十五条の二」を「第四十五条の二第一項若しくは第二項」に改め、「第四十六条」の下に「又は第三項において準用する第四十三条の二第一項」を加える。

第六十七条第一項中「に限る。）」の下に「、燃料電池自動車等を積載する自動車運搬船（船舶設備規程第三百二条の十四の燃料電池自動車等を積載する自動車運搬船をいう。以下この項において同じ。）」を、「可燃性ガス検定器を」の下に「一個（燃料電池自動車等を積載する自動車運搬船にあつては、二個以上）」を加える。

（海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部改正）

第六条　海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（昭和四十年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第五号の二の二様式中「（決議MSC. 17(58)により改正された決議MSC. 5(48)）」を削り、

「
(resolution MSC. 5(48) as amended by the resolution MSC. 17(58))
」を
「
under the authority of the Government of Japan.
」に、
「国際海事機関識別番号」を「国際海事機関船舶識別番号」に、「ship was at a similar stage of construction or, (in the case of a converted ship)」を「on which the ship was at a similar stage of construction or, in the case of a converted ship,」に、「1. 1」を「1」に、「第1. 5項」を「第1. 4項」に、「1. 5 of the Code;」を「1. 4 of the Code.」に、

「2　検査の結果、この船舶の構造、設備、取付け物、配置及び材料並びにこれらの状態がすべての点において満足なものであること並びにこの船舶が上記の規約の関係規定に適合していることが明らかとなつたこと。
」を
「
that the survey showed that the structure, equipment, fittings, arrangements and materials of the ship and the conditions thereof are in all respects satisfactory and that the ship complies with the relevant provisions of the Code.
」に、

「2　検査の結果、この船舶の構造及び設備並びにこれらの状態が全ての点において満足なものであること並びにこの船舶が上記の規約の関係規定に適合していることが明らかとなつたこと。
」を
「
That the survey showed that the construction and equipment of the ship and the condition thereof are in all respects satisfactory and that the ship complies with the relevant provisions of the Code.
」に、

「2　この船舶には、次に示す設計基準が用いられている。」を「3　この船舶には、次に示す設計基準が用いられている。」に、「NB」を「Note」に、「Mechanical properties of the cargo tank materials were determined at　　℃」を「Mechanical properties of the cargo tank materials were determined at　　℃.」に、「3　この船舶は、上記の規約のすべての関連作業が遵守されることを条件に、次の貨物のばら積み輸送に適すること。」を「4　この船舶は、上記の規約の全ての関連作業要件が遵守されることを条件に、次の貨物のばら積み輸送に適すること。」に、「all relevant」を「all the relevant」に、